

動薬協会発 28 号

平成24年1月23日

社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡本 雄平
(公印省略)

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



23消安第5159号
平成24年1月20日

社団法人日本動物用医薬品協会長 殿

農林水産省消費・安全局長



犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について

今般、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬等（犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第1条第1項に規定する犬等をいう。）の輸入検疫について、同規則及び平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）が本日付けで別添のとおり改正され、施行されたので、お知らせいたします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



○農林水産省令第三号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

令 犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「スウェーデン」の下に、「ノルウェー(スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。)」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第百五十五号

大等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第百六十二号（大等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

「ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を削る。

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（保留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（保留期間の特例）</p> <p>第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。</p> <p>一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。</p> <p>二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。</p>

大等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件案新旧対照条文
 ○ 平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（大等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）
 （傍線の部分は改正部分）

新	旧
アジア州のうち 台湾 ヨーロッパ州のうち アイスランド 大洋州のうち オーストラリア、グアム、ニュージーランド、 フィジー諸島、ハワイ	アジア州のうち 台湾 ヨーロッパ州のうち アイスランド、ノルウェー（スヴァルバルト、 ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。 オーストラリア、グアム、ニュージーランド、 フィジー諸島、ハワイ

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 改正の趣旨

- (1) 本年1月1日から、アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）（以下「英国等」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬猫等の輸入条件を緩和する制度改正が行われた。
- (2) これに伴い、英国等から本邦に輸入される犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）の輸入検疫について、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）及び平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）を改正し、英国等を指定地域（狂犬病の清浄地域）から削除する等の見直しを行い、本年1月1日から施行したところである。
- (3) 今般、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。以下「ノルウェー」という。）において、本年1月1日から英国等と同様の制度改正が行われたことが確認されたことから、ノルウェーから本邦に輸入される犬等の輸入検疫について、英国等と同様の改正を行うこととする。

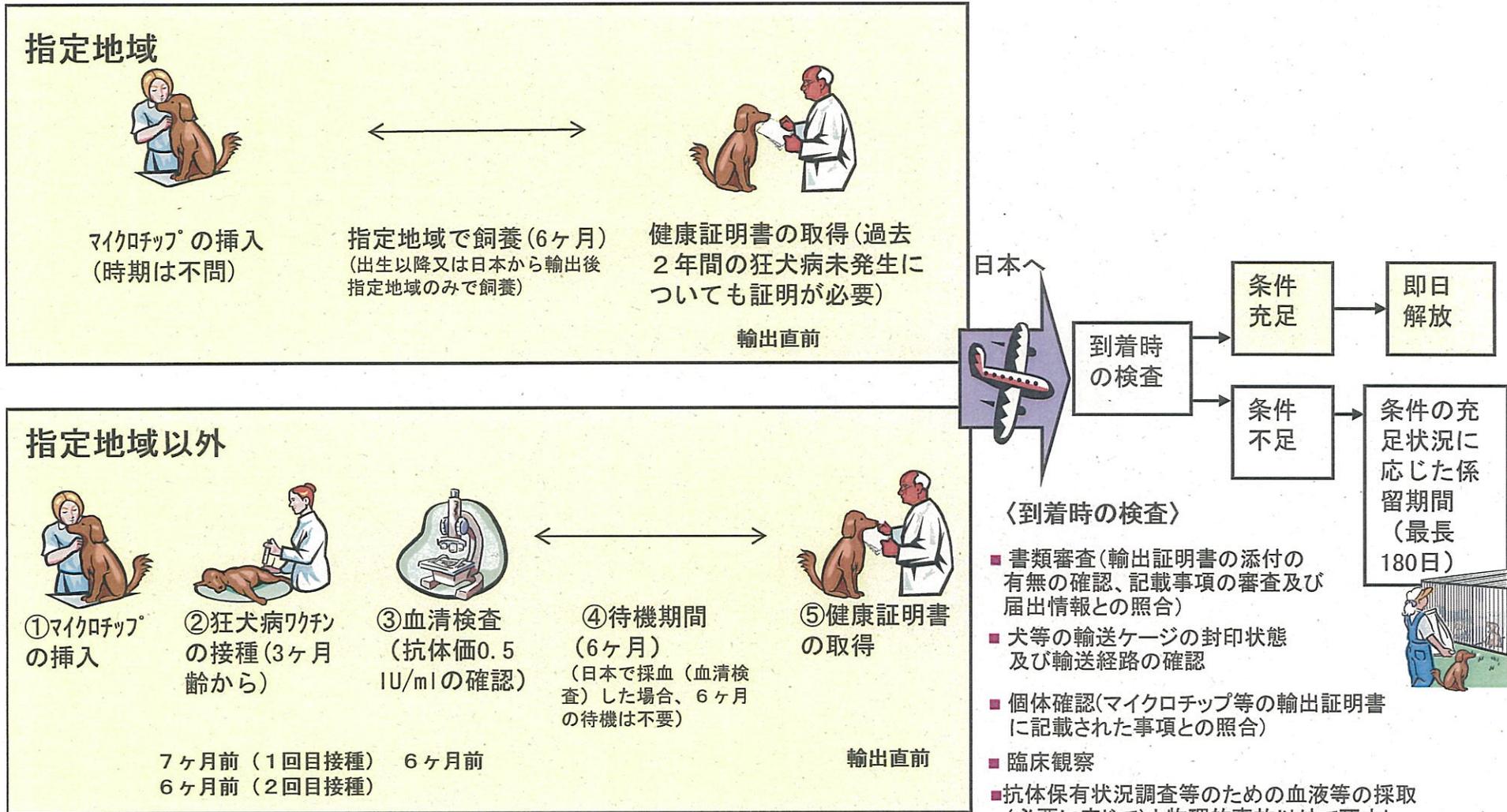
2 施行期日

平成24年1月20日とする。

犬等の輸入検疫制度(概要)

犬、猫の輸入に必要な条件

(注) 輸入者は事前に、動物の種類、頭数、滞在国、輸入の準備状況等について動物検疫所に届け出が必要



2012年1月20日から7月31日までの間、ノルウェーからの犬等の輸入に際して、暫定措置(別添参考2参照)が適用される。

あらいぐま、きつね及びスカンクについては、指定地域から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

ノルウェーから日本に輸出される犬等に適用される暫定措置について (2012年1月20日～7月31日まで)

1. 改正前 (2012年1月19日以前)

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - 狂犬病にかかっていない旨
 - 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
- ② マイクロチップの装着

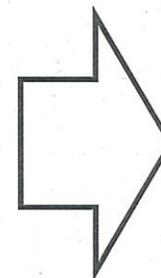


12時間以内の係留
で輸入可

2. 改正後 (2012年1月20日～7月31日)

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - 狂犬病にかかっていない旨
 - 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
 - 2012年1月1日以降に指定地域以外・日本以外から当該地域に輸入された犬等でない旨
- ② マイクロチップの装着
- ③ 2012年1月1日～到着日に狂犬病に対する免疫の効果を維持

改正前の要件に加え、追加の要件（左記赤字）を満たせば



12時間以内の係留
で輸入可

*又は、その生産(日本から輸出された犬等の場合はその輸出)以来